

石川県福祉サービス第三者評価事業公表要領

(目的)

第1条 この要領は、第三者評価事業の評価結果の公表の基準及びその手続き等を定めることにより、事業者の福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする。

(公表の基準)

第2条 評価機関は、福祉サービス第三者評価事業の評価結果を公表するときは、別記の公表の基準によるものとする。

- 2 評価機関は、前項の公表の基準の内容を満たした上で、独自で実施した評価結果等も加えて公表することができる。

(公表への同意)

第3条 評価機関は、認知症高齢者グループホーム以外の福祉サービスは、評価結果の公表について、事業者の同意を得るものとし、同意が得られない場合は、評価結果の公表は行わないこととする。

- 2 事業者の同意を得るに当たっては、評価結果についての丁寧な説明等を行い、公表の意味と公表内容について十分に理解を得る。

(県への報告)

第4条 評価機関は、評価結果を事業者に報告し、公表に関する同意の意思を確認し、評価結果が確定した後に、県に対して30日以内に報告するものとする。

(公表)

第5条 評価機関は、県への報告の後、事務所に公表書類を備えて閲覧可能な状態としておくとともに、公表内容を当該機関のホームページで公開することに努めることとする。

- 2 評価機関は、県に対して評価結果を報告することにより、前項の公表に替えることができるものとする。
- 3 公表の期間は、公表年度から起算して3年間とする。

(県における公表)

第6条 県は、評価機関から評価結果の報告を受けたときは、第2条で定める公表の基準により公表を行う。

- 2 認知症高齢者グループホーム以外の福祉サービスは、事業者から同意が得られない場合は、評価結果の公表は行わないこととする。
- 3 公表は、県のホームページ上で行う。
- 4 公表の期間は、公表年度から起算して3年間とする。

附 則

この要領は、平成17年11月22日から施行する。